

「留学生が就職するに当たっての在留資格の変更について」

資料１：在留資格一覧表

資料２：平成２５年における留学生の日本企業等への就職状況について

資料３：「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について

資料４：高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度

在留資格一覧表

別表第一「活動資格」
一の表(就労資格)

※ 平成27年4月現在

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲げる活動を除く。)	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表(就労資格、上陸許可基準の適用あり)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次の掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、興行、技能の項に掲げる活動(2号のイからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)	ポイント制による高度人材	1号は5年、2号は無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月

在留資格一覧表

技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	1号 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。） ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 2号 イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくはは芸芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者（技能実習を除く。）又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月

在留資格一覧表

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

別表第二「居住資格」（在留活動の制限なし）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

【広報資料】

平成 2 5 年における留学生の日本企業等への就職状況について

平成 25 年における留学生の日本企業等への就職状況について

1 概要（表 1，表 2，表 4，図 1）

平成 25 年において、「留学」の在留資格を有する外国人（以下「留学生」という。）が我が国の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対して処分した数は 12,793 人（注）で、このうち 11,647 人が許可されており、前年の処分数である 11,698 人より 1,095 人（9.4%）、前年の許可数である 10,969 人より 678 人（6.2%）増加している。

（注）平成 24 年までは、在留資格「留学」から就労資格への変更申請に係る処分数を対象にしていたが、平成 25 年は「留学」に加えて「特定活動（継続就職活動中の者、就職内定者等）」の在留資格から就労資格への変更申請に係る処分数も対象にした。

※なお、人数は延べ人数であり、以下同じ。

平成 25 年における許可状況を主な国籍・地域別内訳で見ると

- ① 中国 7,637 人（前年比 605 人，8.6%増）
- ② 韓国 1,227 人（前年比 190 人，15.5%減）
- ③ ベトナム 424 人（前年比 122 人，40.4%増）
- ④ 台湾 360 人（前年比 8 人，2.3%増）
- ⑤ ネパール 293 人（前年比 69 人，30.8%増）

となっている。

2 在留資格別等内訳

留学生から我が国の企業等への就職を目的として在留資格の変更が許可された 11,647 人について、その在留資格別、国籍・地域別等の

内訳は次のとおりである。

（１）在留資格（表２，表３，図２）

「人文知識・国際業務」が７，９６２人（６８．４％），「技術」が２，４２８人（２０．８％）となっており，これら２つの在留資格で全体の８９．２％を占めている。

（２）国籍・地域（表２，表４，図３，図４）

主な国籍・地域としては，中国（香港及びマカオを除く。）が７，６３７人（６５．６％）と最も多く，次いで韓国，ベトナム，台湾，ネパールの順となっており，アジア諸国で１１，０５９人と全体の９５．０％を占めている。

（３）就職先の業種（表５，表６，図５）

非製造業が９，０１３人（７７．４％），製造業が２，６３４人（２２．６％）であり，非製造業は前年比７４８人増（９．１％），製造業は前年比７０人減（２．７％）となっている。

なお，非製造業では，商業・貿易分野，コンピュータ関連分野及び教育分野がそれぞれ２，７２６人（２３．４％）１０５９人（９．１％），１０３２人（８．９％）と上位を占めており，製造業では，電機分野，機械分野及び食品がそれぞれ４３３人（３．７％），４０９人（３．５％）３５７人（３．１％）と上位を占めている。

（４）就職先での職務内容（表７－１，７－２，図６）

翻訳・通訳が２，７７３人（２３．８％）で最も多く，次いで，販売・営業（２，７４３人），情報処理（９４９人）の順となっており，これらの３種の職務内容に従事する者は６，４６５人で全体の５５．５％を占めている。

(5) 月額報酬 (表 8, 図 7)

月額報酬 20 万円以上 25 万円未満が 5,526 人 (47.4%) と最も多く、次いで 20 万円未満 3,926 人 (33.7%), 25 万円以上 30 万円未満 1,124 人 (9.7%) の順となっている。

(6) 就職先企業等の資本金 (表 9, 図 8)

資本金 10 億円超の企業等に就職した者が 2,426 人 (20.8%) と最も多いが、資本金 5,000 万円以下の企業等に就職した者が 6,255 人 (53.8%) と過半数を占めている。

(7) 就職先企業等の従業員数 (表 6, 図 9, 図 10)

従業員数 50 人未満の企業等に就職した者が 4,767 人 (40.9%) と最も多く、これを含め 300 人未満の企業等に就職した者が 7,059 人と全体の 60.6% を占めている。

(8) 最終学歴 (表 10, 図 11, 図 12)

大学を卒業した者が 4,799 人 (41.2%) と最も多く、次いで大学院において修士号又は博士号を授与された者が 4,032 人 (34.6%) の順となっており、両者で全体の 75.8% を占めている。また、専修学校を卒業した者の数は 2,390 人 (20.5%) であった。

(9) 就職先企業等の所在地 (表 11, 図 13)

東京都に所在する企業等に就職した者が 5,359 人 (46.0%) と最も多く、次いで大阪府 1,084 人 (9.3%), 神奈川県 759 人 (6.5%), 以下愛知県, 埼玉県, 福岡県の順となっている。

(注) 統計数字の末尾で四捨五入したものは、その合計が合計欄の数字と一致しない場合がある。

表 1 及び図 1 留学生からの就職目的の処分数等の推移

(単位 人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
処分数	3,600	4,254	5,820	6,788	9,034	11,410	11,789	10,230	8,467	9,143	11,698	12,793
許可数	3,209	3,778	5,264	5,878	8,272	10,262	11,040	9,584	7,831	8,586	10,969	11,647
不許可数□	391	476	556	910	762	1,148	749	646	636	557	729	1,146
許可率	89.1%	88.8%	90.4%	86.6%	91.6%	89.9%	93.6%	93.7%	92.5%	93.9%	93.8%	91.0%

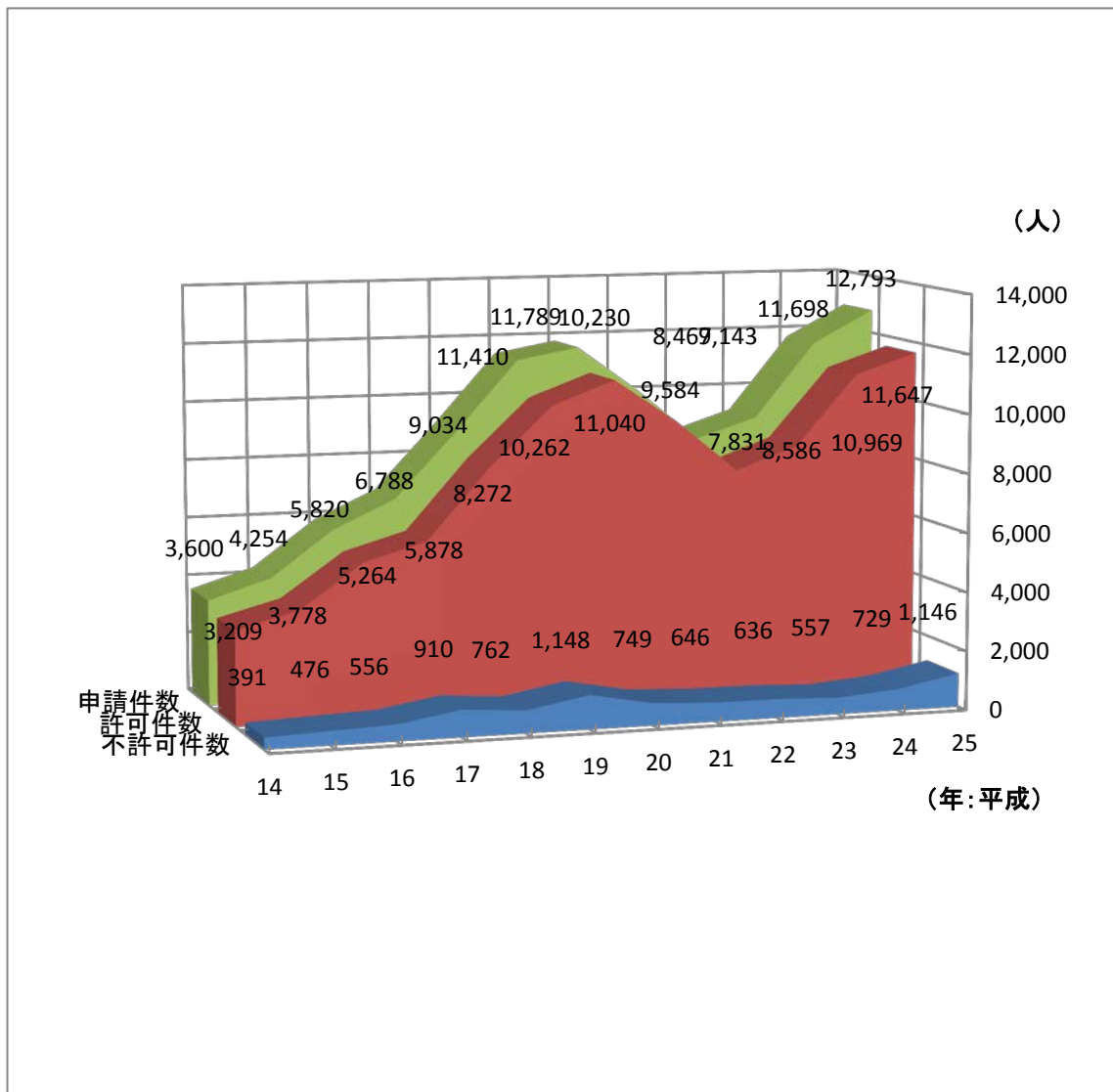


表2 国籍・地域別及び在留資格別許可人員

(単位:人)

地域	在留資格 国籍・出身地	人文知識・ 国際業務	技術	教授	投資・ 経営	研究	教育	宗教	医療	興行	公用	技能	芸術	その他	合計	全体に占める 割合(%)
アジア	中国	5,455	1,468	281	269	55	11	4	77			1	1	15	7,637	65.6%
	韓国	914	176	81	19	18	3	4	5			2	3	2	1,227	10.5%
	ベトナム	215	167	32	1	3		4	2						424	3.6%
	台湾	271	65	15	5	2	1							1	360	3.1%
	ネパール	185	80	9	18	1									293	2.5%
	タイ	100	47	16		1		2						1	167	1.4%
	バングラデシュ	41	66	26	2	2									137	1.2%
	マレーシア	49	67	5	1				2						124	1.1%
	ミャンマー	87	27	5	2	1									122	1.0%
	インドネシア	52	33	25		1									111	1.0%
	スリランカ	54	27	11		1	1	1							95	0.8%
	インド	32	23	19	1	4	1								80	0.7%
	モンゴル	44	15	3	1	1			1						65	0.6%
	フィリピン	17	6	9			5		2					2	41	0.4%
	中国(香港)	26	4												30	0.3%
	シンガポール	20		2											22	0.2%
	ウズベキスタン	19	2												21	0.2%
	イラン	6	4	9		1									20	0.2%
	カンボジア	7	8	2		1									18	0.2%
	パキスタン	5	4	2	2		1								14	0.1%
	ラオス	3	9	1											13	0.1%
	トルコ	4	2	5											11	0.1%
	サウジアラビア		7												7	0.1%
	イスラエル	2		1											3	0.0%
	シリア	1	1	1											3	0.0%
	カザフスタン	3													3	0.0%
	その他	5	2	4											11	0.1%
	小計	7,617	2,310	564	321	92	23	15	89			3	4	21	11,059	95.0%
ヨーロッパ	ロシア	32	8	2											42	0.4%
	フランス	17	10	9		2					1			2	41	0.4%
	スペイン	18	5	2		2									27	0.2%
	英国	15	5				1								21	0.2%
	イタリア	13	3	1								1			18	0.2%
	ドイツ	8	4	3		1									16	0.1%
	スウェーデン	7	5	1										1	14	0.1%
	スイス	7				1									8	0.1%
	ポーランド	5		2											7	0.1%
	ハンガリー	4	2												6	0.1%
	ルーマニア	4	1				1								6	0.1%
	ブルガリア	4	1												5	0.0%
	ウクライナ	3		1											4	0.0%
	フィンランド	3				1									4	0.0%
	ノルウェー	2		2											4	0.0%
	オランダ	4													4	0.0%
	アイルランド	1	2												3	0.0%
	チェコ	3													3	0.0%
	ベルギー		1	1											2	0.0%
	デンマーク	1													1	0.0%
	その他	19	4	9											32	0.3%
	小計	170	51	33		7	2				1	1		3	268	2.3%
北米	米国	95	13	4		1	17	1							131	1.1%
	カナダ	16	4	4		2	2								28	0.2%
	メキシコ	3	5	1		1									10	0.1%
	その他	3	5	2											10	0.1%
	小計	117	27	11		4	19	1							179	1.5%
南米	ブラジル	2	6	5										1	14	0.1%
	チリ		5	1		1									7	0.1%
	パラグアイ		2	1											3	0.0%
	ペネズエラ	2		1											3	0.0%
	コロンビア	1		1											2	0.0%
	アルゼンチン	1													1	0.0%
	その他			1											1	0.0%
	小計	6	13	10		1								1	31	0.3%
大洋州	オーストラリア	16	3	1		1	3								24	0.2%
	ニュージーランド	3	1	1										1	6	0.1%
	トンガ	2												1	3	0.0%
	その他	3													3	0.0%
	小計	24	4	2		1	3							2	36	0.3%
アフリカ	エジプト	3	2	4		1									10	0.1%
	モロッコ	3	4												7	0.1%
	ケニア	1	2	1			1							2	7	0.1%
	ガーナ	1	2						1						4	0.0%
	チュニジア	1	2	1											4	0.0%
	ナイジェリア	2		1											3	0.0%
	タンザニア	1		1											2	0.0%
	コートジボワール	2													2	0.0%
	南アフリカ	2													2	0.0%
	アルジェリア	1	1												2	0.0%
	エチオピア			1											1	0.0%
	その他	11	10	5		1	3								30	0.3%
	小計	28	23	14		2	4		1					2	74	0.6%
合 計		7,962	2,428	634	321	107	51	16	90		1	4	4	29	11,647	100.0%

表3 変更許可後の在留資格別許可人員の推移

(単位 人)

	平成20年 構成比	平成21年 構成比	平成22年 構成比	平成23年 構成比	平成24年 構成比	平成25年 構成比
人文知識・国際業務	7,863 71.2%	6,677 69.7%	5,422 69.2%	6,006 70.0%	7,565 69.0%	7,962 68.4%
技術	2,414 21.9%	2,154 22.5%	1,390 17.7%	1,670 19.5%	2,227 20.3%	2,428 20.8%
教授	430 3.9%	444 4.6%	512 6.5%	419 4.9%	588 5.4%	634 5.4%
投資・経営	128 1.2%	128 1.3%	275 3.5%	291 3.4%	356 3.2%	321 2.8%
研究	111 1.0%	97 1.0%	93 1.2%	78 0.9%	119 1.1%	107 0.9%
その他	94 0.9%	84 0.9%	139 1.8%	122 1.4%	114 1.0%	195 1.7%
合計	11,040 100.0%	9,584 100.0%	7,831 100.0%	8,586 100.0%	10,969 100.0%	11,647 100.0%

図2 変更許可後の在留資格構成比(平成25年)

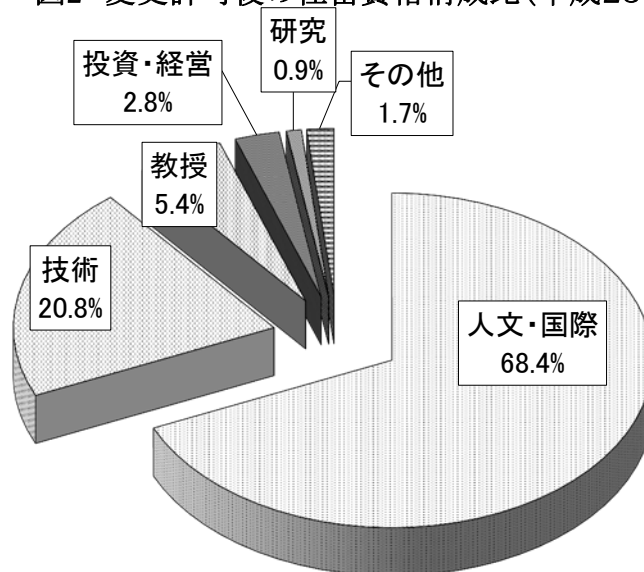


表4 国籍・地域別許可人員の推移

(単位 人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
中 国	7,651 69.3%	6,333 66.1%	4,874 62.2%	5,344 62.2%	7,032 64.1%	7,637 65.6%
韓 国	1,360 12.3%	1,368 14.3%	1,205 15.4%	1,209 14.1%	1,417 12.9%	1,227 10.5%
ベトナム	189 1.7%	161 1.7%	167 2.1%	242 2.8%	302 2.8%	424 3.6%
台 湾	303 2.7%	285 3.0%	279 3.6%	302 3.5%	352 3.2%	360 3.1%
ネパール	161 1.5%	173 1.8%	141 1.8%	149 1.7%	224 2.0%	293 2.5%
タイ	97 0.9%	101 1.1%	109 1.4%	109 1.3%	170 1.5%	167 1.4%
バングラデシュ	164 1.5%	125 1.3%	107 1.4%	139 1.6%	162 1.5%	137 1.2%
マレーシア	134 1.2%	105 1.1%	65 0.8%	71 0.8%	116 1.1%	124 1.1%
そ の 他	981 8.9%	933 9.7%	884 11.3%	1,021 11.9%	1,194 10.9%	1,278 11.0%
合 計	11,040 100.0%	9,584 100.0%	7,831 100.0%	8,586 100.0%	10,969 100.0%	11,647 100.0%

図3 地域別許可人員の構成比（平成25年）

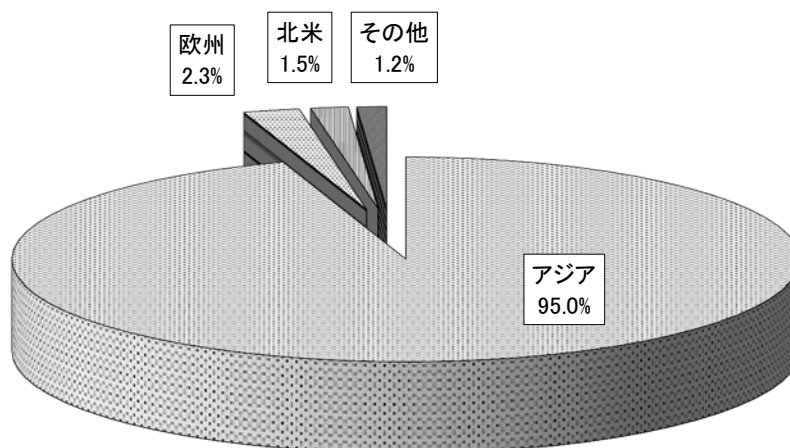


図4 許可人員上位5か国(地域)の占める割合(平成25年)

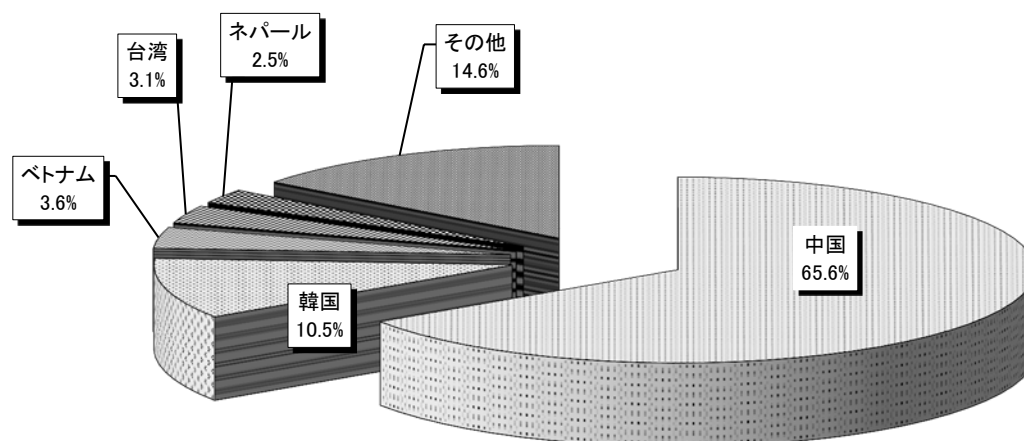


表5 業種別許可人員の推移

(単位 人)

年 業 種	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
							構成比
電 機	474	419	297	375	470	433	3.7%
機 械	549	427	215	301	449	409	3.5%
食 品	324	380	291	298	359	357	3.1%
運送機器(自動車等)	308	256	100	135	210	232	2.0%
化 学	158	130	100	157	170	208	1.8%
織 維 ・ 衣 料	222	186	130	116	151	122	1.0%
金 属 ・ 鉄 鋼	72	53	31	38	42	28	0.2%
そ の 他 製 造 業	864	637	574	693	853	845	7.3%
製 造 業 小 計	2,971	2,488	1,738	2,113	2,704	2,634	22.6%
商 業 ・ 貿 易	2,379	2,248	2,091	2,288	2,728	2,726	23.4%
コンピュータ関連	1,659	1,252	651	757	903	1,059	9.1%
教 育	700	705	802	703	933	1,032	8.9%
飲 食 業	207	308	324	454	622	564	4.8%
土 木 ・ 建 設	251	255	173	170	210	292	2.5%
ホ テ ル ・ 旅 館	221	248	178	200	211	240	2.1%
金 融 保 険	377	223	107	129	139	231	2.0%
運 輸	266	188	154	171	197	229	2.0%
旅 行 業	260	183	201	188	223	215	1.8%
医 療	38	52	83	71	63	132	1.1%
そ の 他	1,711	1,434	1,329	1,342	2,036	2,293	19.7%
非製造業 小計	8,069	7,096	6,093	6,473	8,265	9,013	77.4%
合 計	11,040	9,584	7,831	8,586	10,969	11,647	100.0%

表6 業種別及び従業員別許可人員

(単位 人)

業 種 \ 従 業 員 数	1人～ 49人	50人～ 99人	100人～ 299人	300人～ 999人	1,000人～ 1,999人	2,000人～	そ の 他 (不詳を含む)	合 計	
									構成比
電 機	37	26	27	43	65	235	0	433	3.7%
機 械	113	45	73	41	20	115	2	409	3.5%
食 品	107	75	56	44	37	37	1	357	3.1%
運送機器(自動車等)	25	7	22	35	23	120	0	232	2.0%
化 学	18	11	27	47	24	80	1	208	1.8%
織 維 ・ 衣 料	54	19	20	12	10	6	1	122	1.0%
金 属 ・ 鉄 鋼	8	3	2	8	1	6	0	28	0.2%
そ の 他 製 造 業	308	95	141	115	56	129	1	845	7.3%
製 造 業 小 計	670	281	368	345	236	728	6	2,634	22.6%
商 業 ・ 貿 易	1,677	161	203	149	61	311	164	2,726	23.4%
コンピュータ関連	442	105	142	113	98	142	17	1,059	9.1%
教 育	201	36	45	35	14	10	691	1,032	8.9%
飲 食 業	365	50	70	51	13	7	8	564	4.8%
土 木 ・ 建 設	146	24	29	25	27	37	4	292	2.5%
ホ テ ル ・ 旅 館	41	39	73	56	18	13	0	240	2.1%
金 融 保 険	42	6	14	20	38	111	0	231	2.0%
運 輸	99	19	27	35	17	32	0	229	2.0%
旅 行 業	125	9	30	14	2	31	4	215	1.8%
医 療	18	2	25	37	13	31	6	132	1.1%
そ の 他	941	188	346	294	146	329	49	2,293	19.7%
非製造業 小計	4,097	639	1,004	829	447	1,054	943	9,013	77.4%
合 計	4,767	920	1,372	1,174	683	1,782	949	11,647	100.0%

図5 業種別許可人員の推移

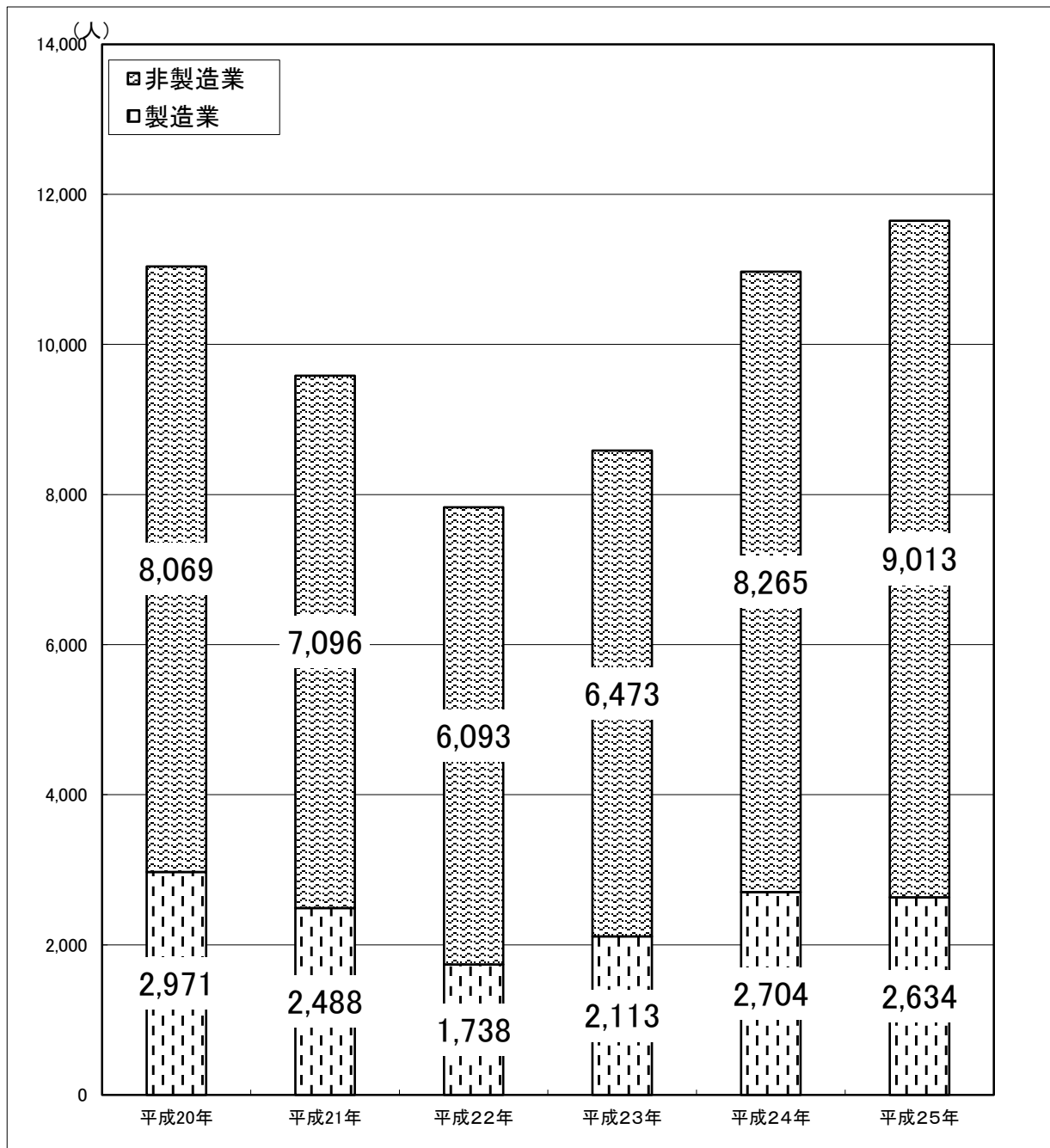


表 7－1 職務内容別許可人員（平成25年主要なもの）

（単位 人）

職務内容	許可人員	（構成比）	職務内容	許可人員	（構成比）
翻訳・通訳	2,773	23.8%	貿易業務	317	2.7%
販売・営業	2,743	23.6%	会計業務	260	2.2%
情報処理	949	8.1%	調査研究	169	1.5%
教育	854	7.3%	医療	90	0.8%
海外業務	604	5.2%	国際金融	82	0.7%
技術開発	543	4.7%	広報・宣伝	78	0.7%
経営・管理業務	489	4.2%	その他	1,242	10.7%
設計	474	4.1%	合計	11,647	100.0%

図 6 職務内容別構成比

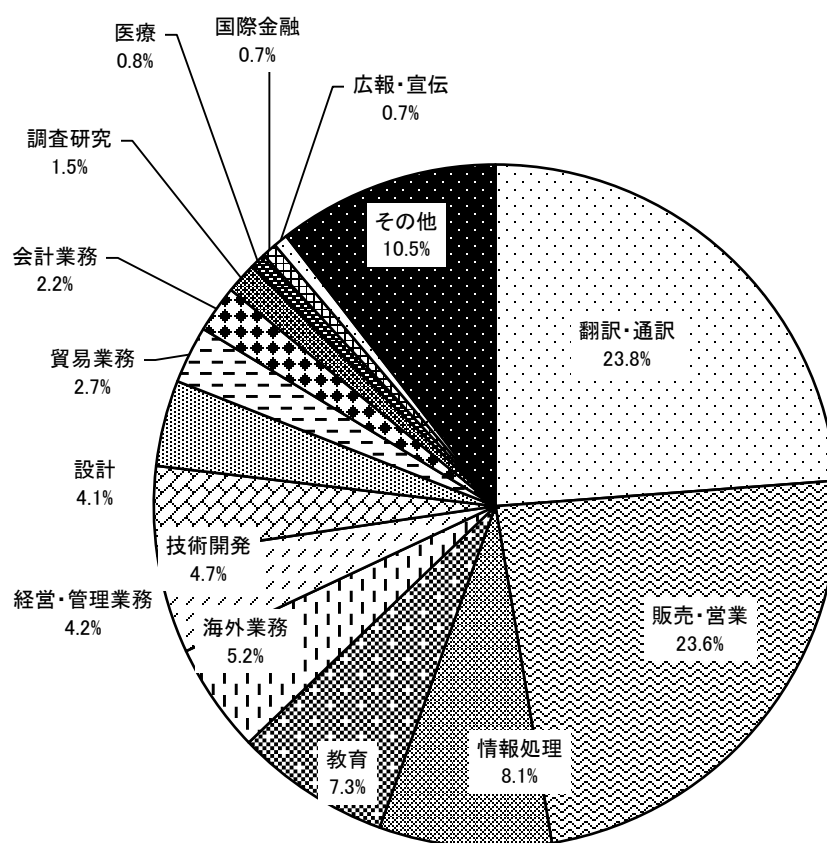


表 7-2 職務内容の推移（主要なもの）

（単位 人）

	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
翻訳・通訳	3,717	33.7%	2,731	28.5%	3,247	41.5%	2,543	29.6%	2,928	26.7%	2,773	23.8%
販売・営業	1,789	16.2%	1,631	17.0%	704	9.0%	1,968	22.9%	2,529	23.1%	2,743	23.6%
情報処理	1,240	11.2%	1,010	10.5%	605	7.7%	591	6.9%	807	7.4%	949	8.1%
教 育	578	5.2%	571	6.0%	264	3.4%	573	6.7%	789	7.2%	854	7.3%
海外業務	710	6.4%	576	6.0%	331	4.2%	462	5.4%	539	4.9%	604	5.2%
技術開発	500	4.5%	458	4.8%	332	4.2%	396	4.6%	508	4.6%	543	4.7%
設 計	412	3.7%	473	4.9%	223	2.8%	294	3.4%	452	4.1%	474	4.1%
貿易業務	322	2.9%	353	3.7%	242	3.1%	212	2.5%	267	2.4%	317	2.7%
調査研究	162	1.5%	153	1.6%	503	6.4%	125	1.5%	169	1.5%	169	1.5%
その他	1,610	14.6%	1,628	17.0%	1,380	17.6%	1,422	16.6%	1,981	18.1%	2,221	19.1%
合計	11,040	100.0%	9,584	100.0%	7,831	100.0%	8,586	100.0%	10,969	100.0%	11,647	100.0%

表 8 及び図 7 月額報酬別許可人員の推移

(単位 人)

月額報酬	平成20年 構成比	平成21年 構成比	平成22年 構成比	平成23年 構成比	平成24年 構成比	平成25年 構成比
20万円未満	2,828 25.6%	2,697 28.1%	2,534 32.4%	2,641 30.8%	3,596 32.8%	3,926 33.7%
25万円未満	5,521 50.0%	4,945 51.6%	3,538 45.2%	4,006 46.7%	5,092 46.4%	5,526 47.4%
30万円未満	1,511 13.7%	1,116 11.6%	1,002 12.8%	1,021 11.9%	1,189 10.8%	1,124 9.7%
35万円未満	298 2.7%	231 2.4%	286 3.7%	344 4.0%	381 3.5%	379 3.3%
40万円未満	166 1.5%	135 1.4%	127 1.6%	114 1.3%	158 1.4%	183 1.6%
45万円未満	78 0.7%	59 0.6%	69 0.9%	71 0.8%	76 0.7%	86 0.7%
50万円未満	32 0.3%	20 0.2%	23 0.3%	32 0.4%	34 0.3%	33 0.3%
50万円以上	80 0.7%	74 0.8%	50 0.6%	85 1.0%	79 0.7%	53 0.5%
不 明	526 4.8%	307 3.2%	202 2.6%	272 3.2%	364 3.3%	337 2.9%
合 計	11,040 100.0%	9,584 100.0%	7,831 100.0%	8,586 100.0%	10,969 100.0%	11,647 100.0%

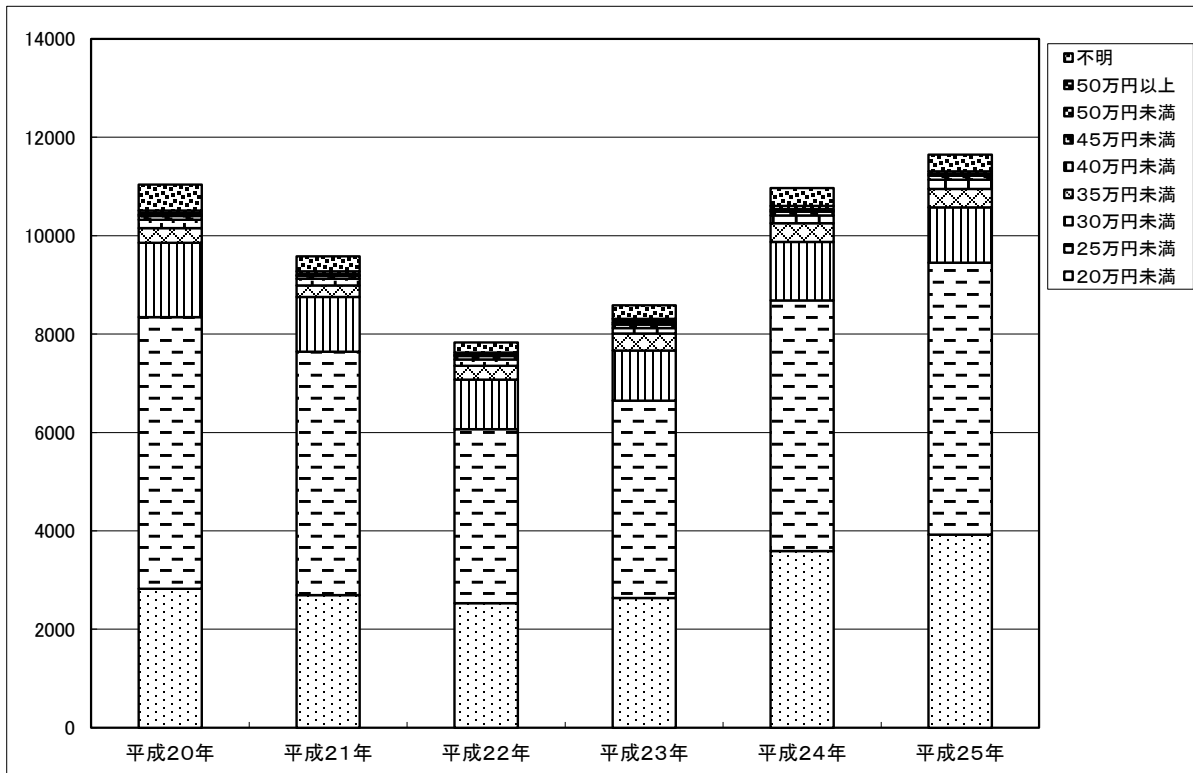


表 9 及び図 8 就職先企業等の資本金別許可人員

(単位 人)

	～5百万	5百万超 ～ 千万	千万超 ～ 3千万	3千万超 ～ 5千万	5千万超 ～ 1億	1億超 ～ 3億	3億超 ～ 5億	5億超 ～ 10億	10億超 ～	その他・ 不明	合計
平成22年	1,718	1,737	771	521	615	223	210	149	1,171	716	7,831
平成23年	1,573	1,811	885	564	744	241	194	186	1,498	890	8,586
平成24年	2,186	2,130	1,116	707	923	316	283	204	2,093	1,011	10,969
平成25年	2,145	2,115	1,255	740	933	337	336	254	2,426	1,106	11,647
	6,255										

表 9 及び図 8 就職先企業等の資本金別許可人員

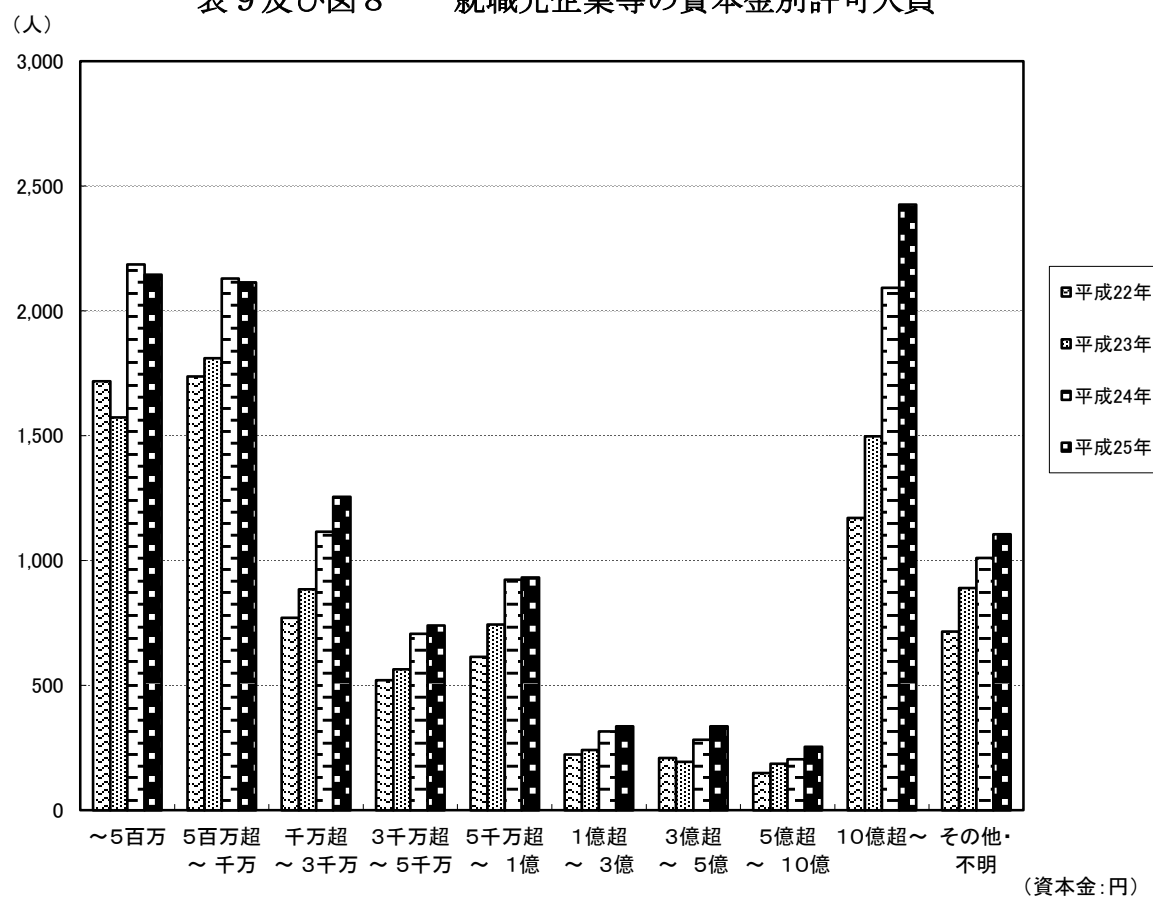


図9 就職先企業等の従業員数別許可人員の構成比

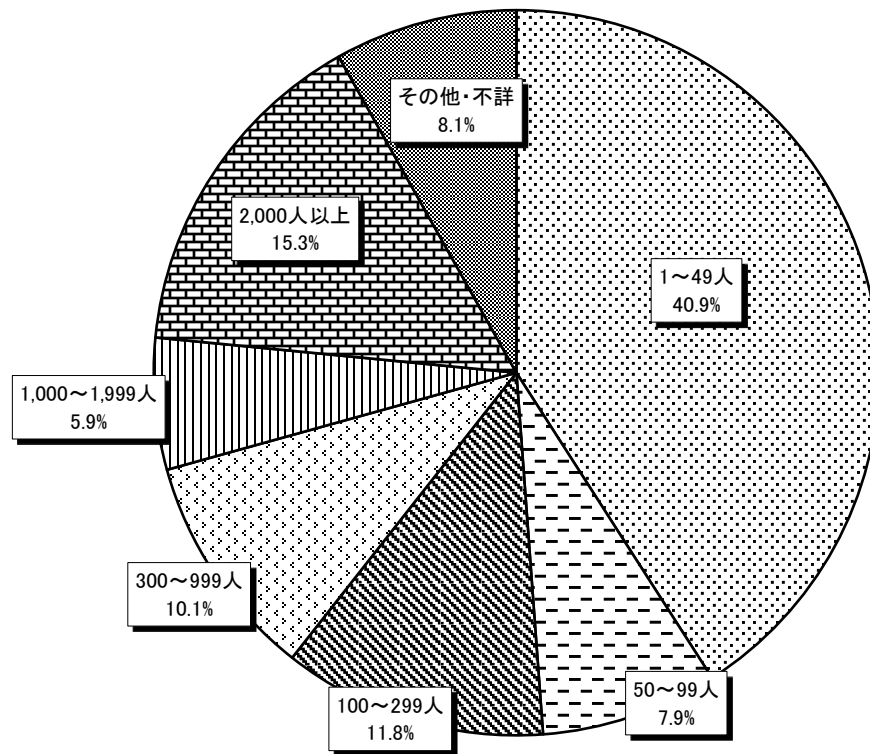


図10 就職先企業等の従業員数別許可人員の推移

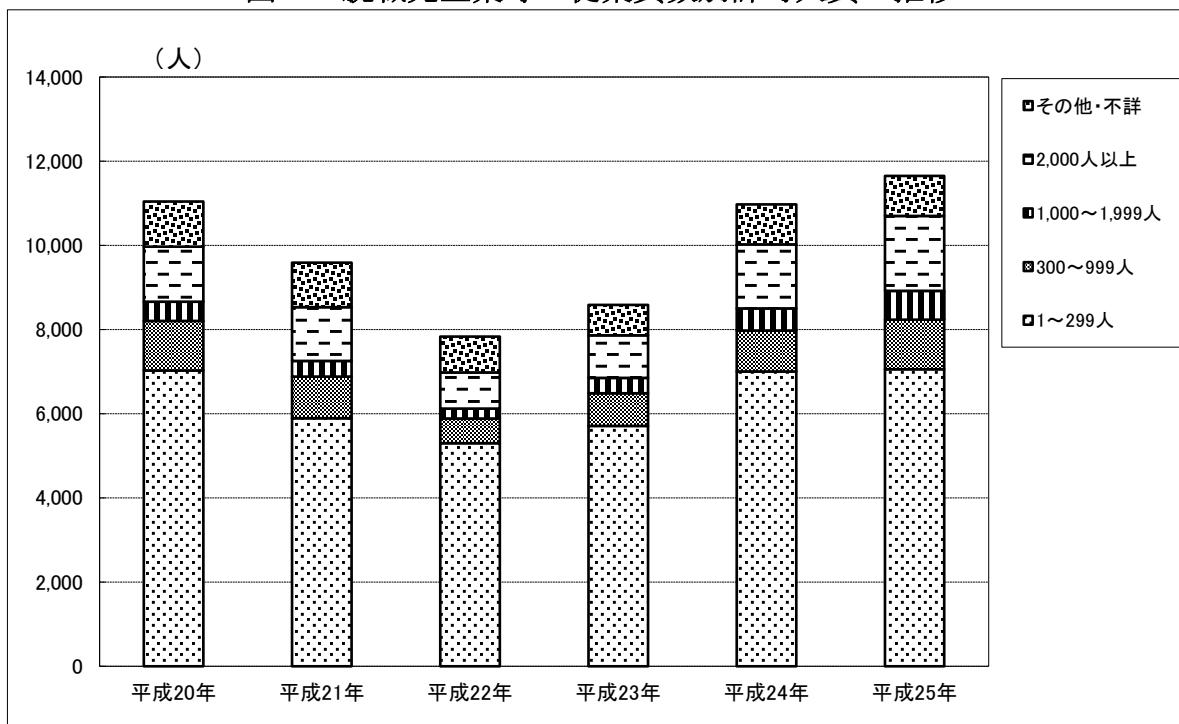


表10 最終学歴別許可人員

(単位 人)

最終学歴	大学	大学院		短期大学	専修学校	その他	合計
		修士	博士				
許可人員	4,799	3,165	867	255	2,390	171	11,647
構成比	41.2%	34.6%		2.2%	20.5%	1.5%	100.0%

図11 最終学歴別構成比

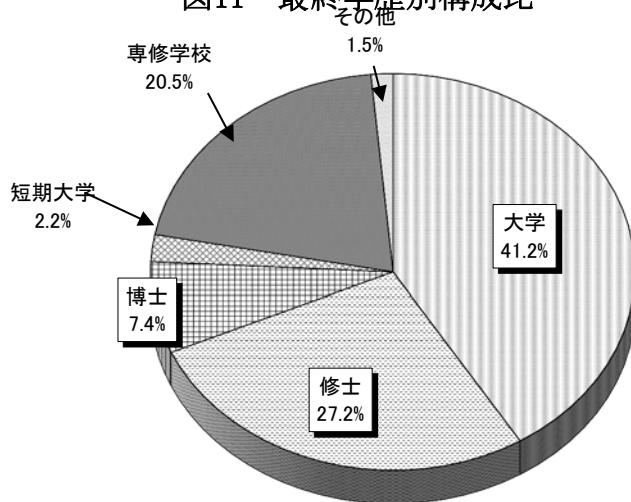


図12 最終学歴別許可人員の推移

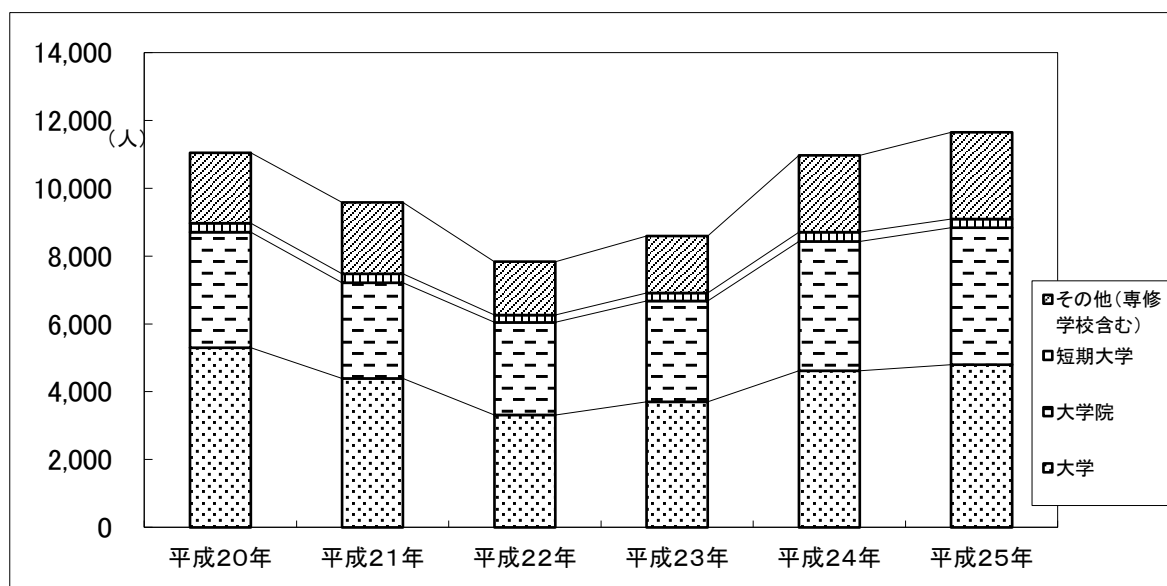
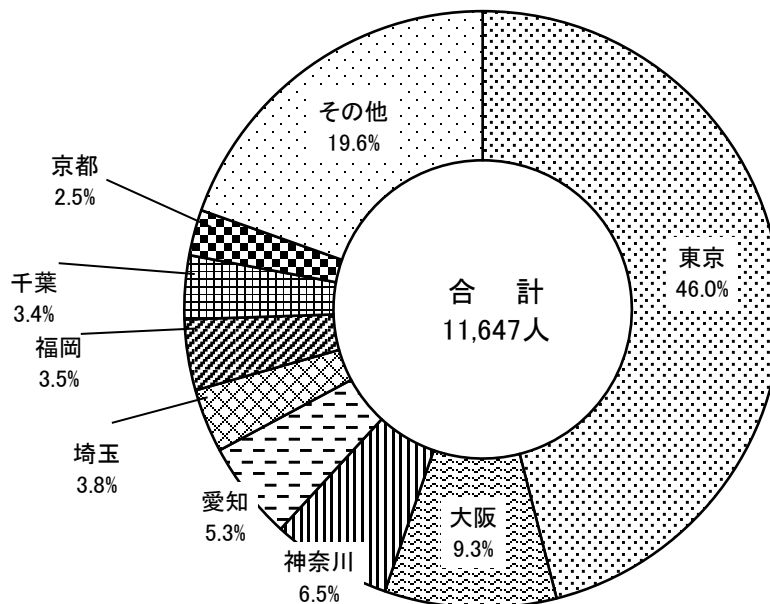


表11 就職先企業等の所在地別許可人員

(単位 人)

管轄地方局	都道府県	許可人員						管轄地方局	都道府県	許可人員					
		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25			平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
札幌	北海道	76	95	90	127	104	136	大阪	大阪	1,003	855	694	832	970	1,084
仙台	宮城	85	76	74	54	46	96	大阪	京都	186	117	161	187	238	289
	福島	25	15	24	15	14	18		兵庫	232	215	189	211	234	245
	岩手	7	6	6	9	8	17		滋賀	37	15	21	30	40	35
	山形	12	4	17	12	7	9		奈良	17	23	30	19	33	26
	青森	9	5	6	8	11	8		和歌山	9	10	14	19	15	15
	秋田	6	4	7	3	7	5								
東京	東京	5,894	5,050	3,851	4,088	5,254	5,359	広島	広島	147	110	65	77	95	118
	神奈川	576	626	474	488	596	759	岡山	岡山	64	74	59	68	92	116
	埼玉	340	320	282	282	454	447		山口	36	35	29	21	22	24
	千葉	240	246	230	280	312	393		鳥取	11	4	9	9	11	15
	群馬	76	65	62	72	117	225		島根	5	2	5	3	4	3
	茨城	102	111	125	133	137	162	高松	香川	22	19	10	19	29	29
	栃木	68	46	50	65	106	87		愛媛	15	16	4	11	19	24
	新潟	39	38	42	42	62	61		徳島	4	7	8	5	5	12
	山梨	56	51	49	71	47	47		高知	0	1	3	0	5	9
	長野	88	63	37	36	72	46	福岡	福岡	289	279	274	293	404	402
名古屋	愛知	675	518	371	450	667	622		熊本	56	43	34	43	44	52
	静岡	153	97	113	165	188	190		長崎	39	25	20	17	38	42
	三重	88	68	46	57	100	98		大分	32	55	52	38	46	40
	岐阜	108	45	48	67	111	76		沖縄	31	39	28	28	46	40
	石川	15	36	37	25	41	54		佐賀	12	13	13	9	9	13
	富山	16	14	21	18	43	32	鹿児島	15	9	17	24	13	12	
	福井	15	15	21	12	26	27	宮崎	8	4	9	5	6	6	
									その他・不明		1	0	0	39	21
								合計		11,040	9,584	7,831	8,586	10,969	11,647

所在地別構成比（平成25年）



「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について

平成 20 年 3 月
法務省入国管理局
(平成 27 年 3 月改訂)

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格については、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）別表第一の二の表の下欄に該当する活動の内容が規定されており、法務省令において、これらの在留資格により本邦に上陸しようとする外国人が適合すべき基準が規定されているところ、申請者の予見可能性を高めるとともに、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図る観点から、以下のとおり、同在留資格の下で行うことができる業務として、典型的なものの事例を公表します。

「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動として認められる業務の典型的事例

1 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動

当該在留資格に該当する活動は、入管法別表第一の二の表の技術の項の下欄において、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項，芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）」と規定されており，2 以下に典型的な事例を挙げていますが，前提として，学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を必要とする活動でなければいけません。

2 典型的な事例

- 本国において工学を専攻して大学を卒業し，ゲームメーカーでオンラインゲームの開発及びサポート業務等に従事した後，本邦のグループ企業のゲーム事業部門を担う法人との契約に基づき，月額約 25 万円の報酬を受けて，同社の次期オンラインゲームの開発案件に関するシステムの設計，総合試験及び検査等の業務に従事するもの。
- 本国において工学を専攻して大学を卒業し，ソフトウェア会社に勤務した後，本邦のソフトウェア会社との契約に基づき，月額約 35 万円の報酬を受けて，ソフトウェアエンジニアとしてコンピュータ関連サービスに従事するもの。
- 本国において電気通信工学を専攻して大学を卒業し，同国にある日本の電気通信設備工事業を行う会社の子会社に雇用された後，本邦にある親会社との契約に基づき，月額約 24 万円の報酬を受けて，コンピュータ・プログラマーとして，開発に係るソフトウェアについて顧客との使用の調整及び仕様書の作成等の業務に従事するもの。
- 本国において機械工学を専攻して大学を卒業し，自動車メーカーで製品開発・

テスト、社員指導等の業務に従事した後、本邦のコンサルティング・人材派遣等会社との契約に基づき、月額約170万円の報酬を受けて、本邦の外資系自動車メーカーに派遣されて技術開発等に係るプロジェクトマネージャーとしての業務に従事するもの。

- 本国において工学、情報処理等を専攻して大学を卒業し、証券会社等においてリスク管理業務、金利派生商品のリサーチ部門等に所属してシステム開発に従事した後、本邦の外資系証券会社との契約に基づき、月額約83万円の報酬を受けて、取引レポート、損益データベース等の構築に係る業務に従事するもの。
- 建築工学を専攻して本邦の大学を卒業し、本邦の建設会社との契約に基づき、月額約40万円の報酬を受けて、建設技術の基礎及び応用研究、国内外の建設事情調査等の業務に従事するもの。
- 社会基盤工学を専攻して本邦の大学院博士課程を修了し、同大学の生産技術研究所に勤務した後、本邦の土木・建設コンサルタント会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、土木及び建築における研究開発・解析・構造設計に係る業務に従事するもの。
- 本国において電気力学、工学等を専攻して大学を卒業し、輸送用機械器具製造会社に勤務した後、本邦の航空機整備会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、CAD及びCAEのシステム解析、テクニカルサポート及び開発業務に従事するもの。
- 電子情報学を専攻して本邦の大学院博士課程を修了し、本邦の電気通信事業会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、同社の研究所において情報セキュリティプロジェクトに関する業務に従事するもの。
- 本国の大学を卒業した後、本邦の語学学校との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、語学教師としての業務に従事するもの。
- 経営学を専攻して本国の大学院修士課程を修了し本国の海運会社において、外航船の用船・運航業務に約4年間従事した後、本邦の海運会社との契約に基づき、月額約100万円の報酬を受けて、外国船舶の用船・運航業務のほか、社員の教育指導を行うなどの業務に従事するもの。
- 本国において会計学を専攻して大学を卒業し、本邦のコンピュータ関連・情報処理会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、同社の海外事業本部において本国の会社との貿易等に係る会計業務に従事するもの。
- 国際関係学を専攻して本邦の大学院を修了し、本邦の航空会社との契約に基づき、月額約20万円の報酬を受けて、語学を生かして空港旅客業務及び乗り入れ外国航空会社との交渉・提携業務等の業務に従事するもの。
- 本国において経営学を専攻して大学を卒業し、経営コンサルタント等に従事した後、本邦のIT関連企業との契約に基づき、月額約45万円の報酬を受けて、本国のIT関連企業との業務取引等におけるコンサルタント業務に従事するもの。
- 本国において経営学を専攻して大学を卒業した後、本邦の食料品・雑貨等輸入・販売会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、本国との取引業務における通訳・翻訳業務に従事するもの。

- 本国において経済学，国際関係学を専攻して大学を卒業し，本邦の自動車メーカーとの契約に基づき，月額約20万円の報酬を受けて，本国と日本との間のマーケティング支援業務として，市場，ユーザー，自動車輸入動向の調査実施及び自動車の販売管理・需給管理，現地販売店との連携強化等に係る業務に従事するもの。
- 経営学を専攻して本邦の大学を卒業し，本邦の航空会社との契約に基づき，月額約25万円の報酬を受けて，国際線の客室乗務員として，緊急事態対応・保安業務のほか，乗客に対する母国語，英語，日本語を使用した通訳・案内等を行い，社員研修等において語学指導などの業務に従事するもの。

高度人材ポイント制による 出入国管理上の優遇制度

ポイント計算により、高度人材と認定されれば
出入国管理上の優遇措置を受けることができます！



裏面の
ポイント
計算表で
チェック！

高度人材が行う3つの活動類型



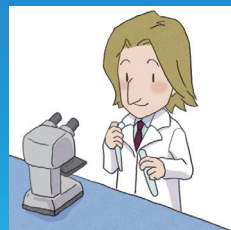
高度学術研究活動 「高度専門職1号（イ）」

本邦の公私機関との
契約に基づいて行
う研究、研究の指導
又は教育をする活動



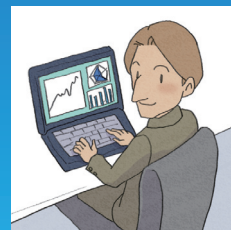
高度専門・技術活動 「高度専門職1号（ロ）」

本邦の公私機関との
契約に基づいて行う自
然科学又は人文科学の
分野に属する知識又は
技術を要する業務に従
事する活動



高度経営・管理活動 「高度専門職1号（ハ）」

本邦の公私機関にお
いて事業の経営を行い
又は管理に従事する活
動



高度人材として、入国・在留が認められた方は、以下のような出入国管理上の優遇措置を受けられます。

高度専門職1号の場合

- ①複合的な在留活動の許容
- ②「5年」の在留期間の付与
- ③在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ④配偶者の就労
- ⑤親の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- ⑥家事使用人の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- ⑦入国・在留手続の優先処理

高度専門職2号の場合

- a. 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
 - b. 在留期間が無期限となる
 - c. 左記③から⑥までの優遇措置が受けられる
- ※「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行っていた方が対象になります。



法務省入国管理局

制度に関する詳しい内容は、法務省入国管理局ホームページをご覧ください。
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html
※最寄りの地方入国管理局にもお問い合わせください。



《ポイント計算表》

高度学術研究分野		
学 歴	博士号（専門職に係る学位を除く）取得者	30
	修士号（専門職に係る博士を含む）取得者	20
職 歴 （実務経験） ※ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育に係る実務経験に限る	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年 収 ※ 1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※ 2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※ 3 賞与（ボーナス）も年収に含まれる。	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40 ～ 10
年 齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ボーナス① 〔研究実績〕	詳細は③参照	25
ボーナス②	イノベーションを促進するための支援措置（別に告示で定めるもの）を受けている機関における就労（注1）	10
ボーナス③	試験研究費等比率が3％を超える中小企業における就労	5
ボーナス④	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑤	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑥	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験（注2）により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

高度専門・技術分野		
学 歴	博士号（専門職に係る学位を除く）取得者	30
	修士号（専門職に係る博士を含む）取得者（注3）	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者（博士号又は修士号取得者を除く）	10
職 歴 （実務経験） ※ 従事しようとする業務に係る実務経験に限る	10年～	20
	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年 収 ※ 1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※ 2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※ 3 賞与（ボーナス）も年収に含まれる。	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照。	40 ～ 10
年 齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ボーナス① 〔研究実績〕	詳細は③参照	15
ボーナス②	職務に関連する日本の国家資格の保有（1つにつき5点）	10
ボーナス③	イノベーションを促進するための支援措置（別に告示で定めるもの）を受けている機関における就労（注1）	10
ボーナス④	試験研究費等比率が3％を超える中小企業における就労	5
ボーナス⑤	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑥	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑦	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験（注2）により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

高度経営・管理分野		
学 歴	博士号又は修士号取得者（注3）	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者（博士号又は修士号取得者を除く）	10
職 歴 （実務経験） ※ 事業の経営又は管理に係るものに限る	10年～	25
	7年～	20
	5年～	15
	3年～	10
年 収 ※ 1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※ 2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※ 3 賞与（ボーナス）も年収に含まれる。	3000万円～	50
	2500万円～	40
	2000万円～	30
	1500万円～	20
	1000万円～	10
ボーナス① 〔地位〕	代表取締役、代表執行役ポストでの受入れ	10
	取締役、執行役ポストでの受入れ	5
ボーナス②	イノベーションを促進するための支援措置（別に告示で定めるもの）を受けている機関における就労（注1）	10
ボーナス③	試験研究費等比率が3％を超える中小企業における就労	5
ボーナス④	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑤	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑥	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験（注2）により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

（注1）就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加算
（注2）例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける480点以上の得点
（注3）経営管理に関する専門職学位（MBA、MOT）を有している場合には、別途5点の加算

①最低年収基準				
高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要。				
②年収配点表				
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1,000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	—
600万円	20	20	20	—
500万円	15	15	—	—
400万円	10	—	—	—

③研究実績			
		高度学術研究分野	高度専門・技術分野
研究実績※	特許の発明 1件～	20	15
	入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
	研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申請人が責任著者であるものに限る。） 3本～	20	15
	上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合（著名な賞の受賞歴等）、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断。	20	15

※ 高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点